

平成17年度当初予算案等について

先月末に日銀新潟支店が発表した1月の県内金融経済動向は、「次第に緩やかな回復基調に復しつつある」とし、実際、新幹線の全線開通を期に、多くの温泉地で年末年始は、ほぼ例年並みの宿泊状況に戻ってきており、地震の影響は薄れてきているようだが、知事は県内の景気状況をどのように判断し、今後の見通しをどのように捉えておられるのか伺う。

高橋議員の代表質問にお答えします。

まず初めに、県内の景気状況に関する判断と今後の見通しについてであります。

昨年の相次ぐ災害で回復基調にあった県内景気は減速を余儀なくされたものの、被災事業者の皆様はもとよりライフラインや交通関係など各方面の方々の懸命な御努力により、比較的早期の操業・営業再開等がなされ、ここに来て、議員の御指摘のように、県内景気は回復の兆しを感じられる状況になってきていると判断しているところであります。

今後については、震災の影響が一部残ることは避けられないとしても、

- ①製造業の設備投資が堅調に推移する見通しであるほか、
- ②災害復旧の関連から公共投資が持ち直していること、

③生産や個人消費も回復の兆しがあること

④雇用は改善の流れが続き、企業倒産も落ち着いていること
などから、原油価格や原材料価格の動向等には十分留意する
必要はあるものの、当面、回復傾向で推移していくものと見
込んでおります。

平成17年度県当初予算案は、3年連続したマイナス予算から一転して4年ぶりの増額となったが、知事にとっては、初めての県予算案であり、景気回復と財政健全化の両立や、中越大震災への対応で相当なご苦勞をされたことと思うが、予算編成に当り、特に知事が留意された点について伺う。

また、選挙公約をどのように反映されたのか併せて伺う。

次に、17年度県当初予算についてであります。

第一に、被災地の復旧・復興に全力を尽くすとともに、災害に強い新潟県づくりを進め、

第二に、県民生活に直結する医療・教育・福祉関係予算を重点的に確保し、

第三に、本県経済を上昇気流に乗せるための新たな施策の芽出しを行い、

第四に、「選択と集中」により小さな政府を指向するとともに、県庁組織の活力を向上させる、

という4点に留意し、予算を編成したところです。

また、選挙公約については、中越大震災の発生によりその内容に変更の必要が生じたものもありますが、「産業夢おこしプラン」、「くらし夢おこしプラン」、「地方自立夢おこしプラン」に掲げました項目について、一定の芽出しを行う

ことができたと考えております。今後とも、震災復興と平行し、本県経済の方向感をプラスに転換するための諸施策を積極的に打ち出していく所存であります。

本予算の特徴の一つとして掲げている「選択と集中」による「小さな政府」とは、従来の施策をより効率的なものに転換していくとの意思の表れと理解しているが、具体的にどのようにして「選択と集中」を図られたのか、そして、「小さな政府」を指向するため、今後どのように取り組んでいかれるのか、所見を伺う。

次に、「選択と集中」の具体化と今後の取組みについてですが、

17年度当初予算では、維持管理費・事務費など県庁の行政コストのスリム化や、各種の第三セクターへの支援経費等の効率化、市町村への権限移譲を進めたほか、給与等の見直しを行い、あわせて、県庁組織としての活力向上を図るための新たな施策を展開していくことといたしました。

今後とも、徹底したコスト意識に基づく事務事業の峻別を行うことにより間接経費の縮減を図る一方、県庁を政策官庁へ脱皮させるため、行政経営改革や新たな人事評価制度の導入などを進め、「選択と集中」を一層推進してまいりたい所存です。

先般、県の包括外部監査の報告がなされたが、新潟スタジアムや新潟コンベンションセンターなど、県施設の管理運営の収支不足に多額の県民の税金が充てられており、利用者の増加や管理運営のコスト削減が必要とされている。県は新年度予算の中でも第3セクターの支援費等の効率化を進めたとしているが、一層の選択と集中によって施設の経済性の向上を進めるべきと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、公共的施設の管理運営についてであります。

先般の外部監査において、利用率が低い中、月曜日休館となっているなど、民間並みの経営努力が不足している施設が存在しているとの指摘や、ネスパスのように費用対効果に問題があるとの指摘をいただいた施策があります。

このたびの外部監査結果を十分尊重した上で、公共的施設のあり方を見直してまいりたいと考えております。

歳入については、県税が度重なる災害にもかかわらず、対前年度比6.6%、約150億円の増加で、地財計画の4.3%を上回るものとなっており、特に法人二税は89億円と大幅増となっているが、こうした見込みはどのような根拠に基づくのか伺う。

次に、17年度県税収入の算定根拠についてであります。例年と同様、16年度の最終見込みをベースに、政府経済見通しや日銀短観等、各税目ごとに密接に関連する経済指標や税制改正の影響等を考慮して算定しております。

県税全体で16年度当初予算比約150億円の増加となっておりますのは、自動車関係税等で増収が見込まれることに加え、

①中越大震災により、地方消費税や不動産取得税等で16年度から17年度へ繰り越される税収が合計28億円程度見込まれること、

②地方財政計画では考慮されていない法定外税である核燃料税が、17年度は16年度当初予算額と比べ約11億円伸びていること等の特殊事情があるためであり、

これらの要因を除きますと、増収額は16年度当初予算比4.9%、約111億円となり、ほぼ地方財政計画並みとなっております。

知事の政治姿勢について

平山県政当時、県では「財政再建団体」への転落危機が強調され、昨年9月にも、その時期が平成19年年度から平成18年年度に早まりそうだとの説明があったが、泉田知事は先日の予算発表の記者会見でも、「私の任期中は100%ない」ことを強調しておられたようだが、半年もたたないうちにどうしてそうなったのか、知事の自信の裏付を伺う。

次に、財政再建団体への転落の可能性についてお答えします。

先日、記者会見において、予算編成作業を終えた感想として議員ご指摘の趣旨の発言をいたしました。

県の財政が厳しいことには変わりはありませんが、財政再建団体への判断基準である実質収支は、平成16年度も黒字を確保できる見込みです。

また、県の財政運営に影響を与える起債制限比率は、平成15年度ベースで、全国平均12.5%を下回る11.1%となっています。

歳出面においては、維持管理費・事務費・第三セクターへの支援経費などのいわゆる間接経費や、これまで実施してきた各種の事務事業などについて、その一部は17年度当初予算

の中で縮減等を行ったところですが、今後ともさらに廃止・縮減等を検討できる部分があると認識しました。引き続き緊張感を持って歳出の効率化を進めてまいります。

こうした歳出面の努力に加え、各種の税源かん養策や戦略的な県債発行策等の歳入面の努力により当面黒字基調を維持し、決して「財政再建団体」に転落させない財政運営を行っていく所存です。平成17年度において作成する財政運営計画の中では、その詳細な根拠も含め、今後の運営の方向性をお示しし、県民の皆様に自信を持っていただきたいと考えております。

県は政策官庁への脱皮のため、来年度から知事部局の幹部職員を対象に、能力や実績を重視する新たな人事評価制度を段階的に導入するとしているが、人事評価には公平・公正さが厳しく求められるが、評価のポイントや具体的なシステム、また、その評価結果をどのように反映されるつもりか伺う。

次に、新しい人事評価についてであります、

県民から今まで以上に信頼される県庁をめざし、質の高い行政サービスを効率的に提供していくため、職員の意欲や能力を最大限に引き出し、仕事の実績を上げた者が今まで以上に報われる人事評価の仕組みが必要と認識しております。

こうした観点に立って、来年度からまず管理職を対象に、新しい評価を試行的に導入して参りたいと考えていますが、この実施に当たっては、民間や先行する他県の事例等も参考にしながら、評価の透明性や納得性に十分配慮して具体化していきたいと考えております。

なお、評価結果については、当面は、昇任や登用などの人事異動や職員の育成への活用を考えていますが、試行・改善を行いながら、将来的には、給与上の処遇にも直接反映できるような仕組みに発展させて参りたいと考えております。

知事は、昨年12月定例会でわが党の代表質問に対して、「来年度を初年度とする新たな定員適正化計画を策定中で、県全体で職員数の二割減を目指したい」と答弁されたが、その基本的な考え方について伺う。

次に、新たな定員適正化計画の基本的な考え方についてですが、

平成17年度からの新たな定員適正化計画につきましては、昨年の12月定例会でお答えしましたとおり、法令等により配置基準が定まっている部門を除き、県全体で職員数の2割減を目指したいと考えております。

そのため、市町村合併等に伴う業務減を職員数に削減に的確に反映することはもちろんのこと、独立行政法人制度、PFI制度、指定管理者制度などの活用や民間への業務委託などを積極的に行うことによりさらに職員数の削減ができないか事務当局に検討させているところであり、来年度のできるだけ早い時期に新たな定員適正化計画を策定したいと考えております。

横田めぐみさんの遺骨とされた骨のわが国の鑑定結果を「ねつ造」と反論した北朝鮮は、その後も開き直った態度をとり続けており、国内では経済制裁発動の声が高まる中で、3月1日から保険に加入していない船舶の入港を禁止する「船舶油濁損害賠償保障法」が施行され、また、自民党内では、「北朝鮮人権法案」や北朝鮮からの魚介類の輸入制限等も検討されていると聞いているが、知事は、拉致問題の解決に向けてどのように取り組んでいかれるのか伺う。

次に、拉致問題についてであります。

昨今の北朝鮮は、6カ国協議参加への無期限中断や核兵器保有の声明を発表するなど、拉致という国家的犯罪を犯しながら無責任で誠意のない態度を取り続けており、強い憤りを感じております。

このため、県としましてはこれまでも世論の喚起に努めるとともに、国に対しては、漫然と対話のみを継続するのではなく、経済制裁等を前提とした毅然たる交渉を行うべきと申し入れてきました。

今後とも政府に対してあらゆる機会をとらえて強く要請するとともに、一日も早く拉致問題が全面解決するよう、全力を尽くしたいと考えております。

柏崎刈羽原子力発電所におけるトラブルへの対応について

今月上旬、柏崎刈羽原子力発電所1号機のタービン建屋の配管から放射能を含む水蒸気が漏れるというトラブルが発生したが、蒸気漏れの確認から通報までの時間が経過し過ぎているように思われる。知事はこのことについて東京電力に対し申し入れをされたようだが、どのような回答がなされたのか伺う。

次に、原子力発電所におけるトラブル事象における通報連絡についてであります。

今回発生した事象については、トラブル発生から通報連絡を行うまでに約40分を要したものと聞いております。

私といたしましては、今回の事態を受け、直ちに連絡の遅れについて東京電力に申し入れを行い、同社からは、今後より速やかに通報連絡できるよう一層の努力をする旨の回答を得たところであります。

また、同日、原子力安全保安院長に対しても同様の申し入れを行いました。現在、トラブル事象が発生した段階で如何にして一層速やかな通報連絡ができるかについて具体的な協議を行っているところであり、今後とも住民の皆様が安心して生活できるよう、安全の確保に全力を尽くしてまいります。

原子力発電所との緊急連絡体制とともに、国及び関係自治体間の緊急時の連絡体制の整備も必要であり、このことについて原子力安全・保安院等に積極的に働きかけていくべきと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、国及び関係自治体間の緊急時の連絡体制についてありますが、

現在、原子力防災にかかる緊急時連絡用としては、電話及びFAXを基本とした連絡網が整備されておりますが、平成17年度から、国において、インターネット回線を使用して通話混雑時でも高速で画像情報等が送信できる「統合原子力防災ネットワーク（仮称）」を整備することとしております。

このことについて、2月7日に来庁した松永原子力安全・保安院長から、本県を優先に同ネットワークの整備を行う旨のお話を頂いていることから、現在検討を進めている防災センター構想との整合性を図りながら、積極的に導入を進めて参りたいと考えております。

知事が選挙公約とした「地元調達」の推進は、現在、県庁内のプロジェクトチーム内で本格的な拡大に向けて検討が進められているようだが、「地元調達」は、県内経済の活性化やそれに伴う税収増など波及効果も大きいが、一方、建設資材の調達や工事を請け負う業者を県内企業優先とすることは、独占禁止法にも抵触しかねないなどの問題もあるが、知事は地元優先をどのようにして図っていかれるのか伺う。

次に、地元からの優先調達についてであります。

県の調達は、かなりの部分を県内から行っており、さらに調達率を上げるには、県内企業の優先した活用や、県産品、県内原材料に限定した調達まで拡大が必要でありますので、予算執行制度や地元からの優先調達に必要な予算確保のあり方の検討を引き続き行う中で、県として率先して取り組むこととしております。

また、県内企業の活性化や雇用の場の確保、さらには所得向上等による税源涵養のためには、市町村での調達等も重要であり、県全体の自己調達率を高め、経済波及効果の増大に向けて、この面からの取り組みも進めてまいりたいと考えております。

知事は選挙公約で「不動産の証券化による資金の調達」にも言及されておられたが、これについては県民に対して、もっと分かりやすく丁寧に説明する必要があると思うが、その目的やメリット、あるいはその具体的手法についてどのように考えておられるのか伺う。

次に、不動産の証券化の目的などについてであります。私の考えております不動産の証券化は、県財政の収支不足を補うために資金調達を行うことに加えて、証券化で調達した資金をもとに民間活力を活用した新たなプロジェクトを積極的に展開することにより、本県経済の活性化に結びつけることを目的としております。

加えて、証券化対象の県有財産を効率的に活用できるようにすることにより、行政の効率化を進めたいと考えております。

さらに、民間事業者に対しては、証券化により民間活力を活用した施設運営を可能とすることにより、新たなビジネスチャンスを提供できるというメリットもあるものと考えております。

証券化の具体的手法としては、様々な仕組みが考えられま

すので、現在、有識者のアドバイスをいただきながら検討を行っているところであります。

J R新潟駅付近連続立体交差事業については、県都、新潟市の都市機能を高める上で重要なものと認識しているが、国の補助制度の変更などで新潟市との調整を含め様々な議論があったなか、来年度当初予算案では1億4千万円程度の予算が計上されているが、どのような考え方で計上されたのか伺う。

また、今後の事業の見通しについて併せて伺う。

次に、新潟駅付近連続立体交差事業の予算計上の考え方と今後の事業の見通しについてであります。

新潟駅付近連続立体交差事業は、政令市になる新潟市が発展していくための基礎となる事業であるとともに、県都にふさわしい都市づくりを行ううえで重要な事業と認識しており、来年度の予算については、都市計画決定の手続き及び詳細設計に必要な費用として計上したものであります。

現在、新潟市が、政令市移行後の本事業の実施方策について検討中であることから、その検討結果が出しだい、早急に協議を進め事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

県立野球場については、スポーツファンや民間団体から建設促進に向け強い要望が出ている。来年度予算案では「民間を活用した県立野球場の運営管理や商業施設との併設などを関係団体と調整・検討」するとして30万円が計上されているが、知事の県立野球場の建設に向けた基本的な考えと、今後の見通しについて伺う。

野球場の建設に向けた基本的な考えについてであります
が、

野球場単体ではなく、民間活力を活用した周辺の賑わいも含め、県経済全体に及ぼす影響や野球場運営管理の収支バランスなどを総合的に勘案した計画が必要であり、後世に負担が残るような建設は避けたいと考えております。

県民の皆様に納得いただける計画を策定した上で、建設できるように引き続き努力してまいります。

災害対策について

去る2月1日の参議院本会議において、全会一致で可決、成立した国の平成16年度補正予算では、本県の中越大震災や一連の台風被害など災害で損壊した道路、下水道、堤防の復旧など公共事業の追加をはじめとする災害対策費として1兆3,618億円が計上され、このうち中越大震災対策で約3千億円が計上されたが、知事は今回の国の補正予算について、どのように評価しておられるのか伺う。

次に、災害対策についてお答えします。

まず、国の平成16年度補正予算に対する評価についてであります。

約3,000億円程度の中越大震災関係の災害対策費では、阪神・淡路大震災の際に講じた特例措置とほぼ同様の措置が講じられたほか、被災地の特殊性等を考慮し、阪神・淡路大震災の際には講じなかった措置についても今回特例的に講じられました。災害関連緊急事業での裏負担分の交付税の引き上げなど地方財政措置でも手厚く措置されるなど、評価をしております。

県では中越大震災で被災した地域の再生、復興の基本的な指針となる「震災復興ビジョン」の策定に向けて、復興ビジョン策定懇話会を設置し、ビジョンづくりに向けての意見募集を経て今月中にも策定すべく作業が進められていると承知しているが、知事は、この大震災からの復興についてどのようなイメージを描き、また「震災復興ビジョン」をどのような考え方に基づいて策定されようとしておられるのか伺う。

次に、中越大震災からの復興についてのイメージと、震災復興ビジョン策定の考え方についてであります。

復興に当たっては、被災地の一刻も早い復旧・復興に全力を注ぐと同時に、5年後、10年後に、被災地のコミュニティが再生し、被災された方々が震災前よりも元気に、豊かに、安心して暮らせるような復興を目指したいと考えております。

震災復興ビジョンの策定については、学識経験者をはじめ、県内の産業、医療、社会福祉団体の関係者や被災市町村の首長など、県内の多様な声を代弁いただける方々で構成される懇話会において、県民意見も反映しながら策定していただくこととなっており、現在、とりまとめの最終段階にあり

ます。

今回の震災における大きなテーマである中山間地域の復興はもとより、災害に強いまちづくり、生活・生業の再建、あるいは安全・安心、防災にかかる新産業の創出などについて、被災者はじめ県民が思いを一つにして今後の復興に取り組めるような、大きな方向づけをお示しいただけるものと考えております。

知事は、昨年10月の大震災直後に就任されてから、一貫して本県の危機管理体制の充実・強化を訴えてこられ、その一環として、来年度から、夜間や休日でも職員が24時間体制で災害発生に対応するシステムを構築することとしているが、実際に現場を視察し指揮されて、本県の危機管理体制の弱点としてどのようなことを感じられたのか伺う。

また、来年度以降の危機管理体制の充実・強化について、どのように取り組んでいかれるのか伺う。

次に、本県危機管理体制の弱点についてであります。

- ①大量かつ多様な災害情報に対する処理能力の不足
- ②非常用通信回線の多重化の遅れ及び運用への習熟不足
- ③被害の深刻な市町村からの情報収集手法の不備
- ④県組織外の能力を活用するノウハウの不足

などの課題があると感じております。来年度以降、

- ①防災局の組織・体制の拡充と人員の増強
- ②災害対策本部組織の再編・強化
- ③防災センターや災害情報システムなどの整備の検討
- ④より実戦的な防災訓練による職員の災害対応能力向上
- ⑤事業者団体等との協力協定の拡充

などにより、「実戦に強い」危機管理体制を構築してまいります。

大規模な災害発生時には、初動期における正確な被災地の状況把握、救助者の有無、あるいは避難者の状況など、被災市町村の情報収集が極めて重要となるが、7.13水害や中越大震災の体験から、現状の情報の収集や提供システムの構造的な問題が指摘されたところだが、効果的なシステムの構築に向け、今後どのように対応されていかれるのか伺う。

次に、災害初動時における情報収集体制の構築についてですが、

7.13水害や中越大震災の経験を踏まえ、課題を整理した上で適切な対応を行ってまいります。

また、兵庫県などの防災先進県、防災機関や有識者と協力関係を強化して、常時、最新の防災体制を維持できる仕組みを構築したいと考えています。

阪神・淡路大震災後の国からの地域防災計画の見直し指示にもかかわらず、県内では被災市町村を含む26市町村が見直しをしていなかったことが明らかになっており、このことについては、県の指導性の欠如を指摘する専門家もいる。県では、今後、7.13水害や中越大震災の検証や課題を整理したうえで、来年度から県地域防災計画の震災対策部門などについて大幅な見直しを行うと聞いているが、どのような観点からの見直しとなるのか、また、いつごろまでに見直しを行うのか伺う。

次に、地域防災計画についてであります。

市町村につきましては、議員御指摘のとおり、小規模市町村などに見直しの遅れているところがあります。県の指導性の欠如と言われても仕方がない部分があると認識しています。このため、市町村合併による防災機能の再編などを機会に、整備を強く求めてまいります。

また、県地域防災計画の見直しに当たっては、地域住民と県、市町村、防災関係機関が一体となって災害の発生予防と被害の軽減に当たるべきという観点から行い、平成17年度中に完了させたいと考えています。

阪神・淡路大震災以来、町内会レベルでの自主防災組織整備の必要性が言われてきたが、今回の中越大震災に襲われた小千谷市では、119ある町内会のうち、防災組織をつくっていたのは35だけで、市街地ほど組織が存在しなかった。住民がそれぞれに合った任務を受け持ち、日ごろから訓練していれば、被害を減らすこともできるし、その後の復旧活動も円滑に行われることになることから、県として、市町村に対し自主防災組織づくりについて、積極的な働きかけを行うべきと思うが、所見を伺う。

次に、自主防災組織づくりについてであります。

自主防災組織は、住民と一体性を持った組織として、災害等の不測の事態における避難誘導や救護など、地域に密着した活動を行っており、特に都市化や高齢化が進んでいる地域での防災対策に有効なものと考えております。

県といたしましては、自主防災組織の育成に向け、積極的に市町村へ働きかけてまいりたいと考えております。

県内は相次ぐ寒波の襲来によって、昭和61年以来の記録的な大雪に見舞われているが、この大雪によって、地震で被災した小千谷市を中心に百棟以上の住宅などの倒壊が報じられている。今後の被災住宅等への対応について万全を期してほしいと考えるが所見を伺う。

また、融雪期を迎え、地すべり等の災害の拡大も非常に懸念されるが、今後どのような対応をとられる考えか併せて伺う。

次に、雪による被災住宅等への対応と融雪期の災害への対応についてであります。

県では、2月1日に豪雪警戒本部を設置し、その後雪崩等が発生したことから、2月18日に新潟県豪雪対策本部に格上げして、全庁をあげて対応しているところであります。

今冬の大雪は、中越大震災の影響などにより、例年以上の注意が必要と考え、直接県民に注意を喚起するとともに、市町村等に対しても逐次パトロールなどを実施し、積雪等による家屋倒壊への事前の対処や二次災害の防止に万全を期すよう働きかけております。

また、融雪期における地すべり等の被害の拡大が懸念されることから、ヘリコプターによる上空からの監視及び土砂災害危険箇所や被災箇所等の再点検の実施など、地すべり等の

兆候の早期発見に努めるとともに、市町村と連携し警戒避難体制の徹底を図り、住民が不安を感じることをないように適切に対応していくこととしています。

農業問題について

わが国農業の行方に大きな影響を与えるWTOの多角的貿易交渉は、来年中に最終決着させることが決定したことから、今後大きく動き出そうとしており、一方、国内においては、今後十年間の農政の指針となる新しい「食料・農業・農村基本計画」が、来月の閣議決定に向けて現在作業が進められている。また、来年度から農林水産補助金を7つの交付金に集約する「統合交付金」制度が導入されることから、地方のやる気と知恵いかんによって予算配分に差がつく仕組みとなった。こうした激動する農政の中にあって、知事は本県農業をどのような方向に舵取りされようとしておられるのか所見を伺う。

次に、農業問題についてお答えします。

まず、本県農業の推進方向についてであります。

農業は県民・国民の「食」を担う生命産業であり、また県内経済を支える重要産業であると認識しており、本県農業が将来にわたり日本の食料供給基地としてゆるぎない地位を確立するよう、競争力の強化に努めてまいりたいと考えております。

特に、基幹である米については、販売力・ブランド力の強化、品質向上や安全・安心の確保など、消費者ニーズへの対応を強化していく考えでありますし、食品産業など他産業との連携や、県産農産物の輸出など、農業と連携した新たな産

業興しを進めていく考えであります。

一方、中山間地域では、社会政策的な側面から、定年帰農者などの多様な担い手による営農体制の確立や、グリーン・ツーリズム等、地域資源型ビジネスの展開を図ってまいりたいと考えております。

これらの取組を通じ、他産業と同じように若者が夢をもって取り組める、「産業として魅力のある農業」の実現を目指してまいりたいと考えております。

貿易自由化の動きや、地域間競争の激化に対応していくためには、コスト削減など生産体制の強化と併せ、新たな販路の開発や拡大に取り組んでいくことが重要であるが、県がこの二年間進めてきた実需者と農業者の連携推進事業を踏まえ、今後、県内の食品産業との連携にどのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺う。

次に、食品産業との連携についてであります。

県ではこれまで、食品産業や農業者との意見交換会や連携サミットの開催等を通じ、相互の実情理解や連携に向けた意識の醸成を図ってきたところであります。特に、今年度は餅、米菓など4業種組合毎に産地との話し合いを重点的に行うなかで、餅業界などとは複数年契約や取引価格の事前設定などの契約栽培の拡大に向けた具体的な取組がなされてきております。

こうした取組を踏まえ、来年度は県産農産物の活用に積極的な企業を地場産応援企業として登録し、産地と食品産業との連携活動を強化することにより、県産農産物の販路拡大を図るとともに、良質な県産農産物を使った新商品開発などによる地域産業の新たな展開を目指していくこととしております。

小泉首相は今国会の施政方針演説の中で「農産物輸出増加など攻めの農政に転換する」ことを述べておられ、他県でも農産物の海外輸出に積極的な取組が見られるが、本県が昨年、生産者や物流関係者等で立ち上げた輸出研究会での検討等を踏まえ、今後、県内農産物の輸出の推進に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺う。

次に、県産農産物の輸出の推進に向けた取組についてであります。

平成16年1月に立ち上げた農林水産物輸出研究会の中の意欲ある生産者や生産者団体が、昨年行った台湾への米や梨の試験輸出では、品質が高く評価され、継続的な輸出の検討に入っているほか、柿や切花についても、見本市への出展やサンプル品提供による商品性の確認など輸出に向けた具体的な取組が広がってきております。

私としましては、こうした品目について、試験輸出から商業ベースの輸出としての展開を図るとともに、台湾のみならず、中国や極東ロシアにも対象市場を広げて検討を行う必要があると考えており、来年度新たに、香港における新潟フェアの開催や現地人材によるコーディネーターの配置等を内容とする「新潟ブランド農産物海外展開事業」を創設すること

としているところであり、自ら先頭に立って輸出の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

これまで地域の農業・農村指導の拠点として大きな役割を果たしてきた農業改良普及センターは、昨年の7.13水害や中越大震災の復興に向けても、農業者をはじめ市町村・農協等の指導に地域での中心的な役割を担っていると聞いている。一方、市町村の広域合併の急速な進展によって、一時的にせよ地域における農業施策の停滞を懸念する声も聞かれるが、今後の農業普及指導体制の基本的な考え方、及び普及指導の取組について伺う。

次に、今後の農業普及指導についてであります。

普及センターは、これまで県内各地域において農業の技術指導の中心的な役割を担うとともに、担い手の育成など地域農業の振興や農村の活性化に貢献し、地域農家の厚い信頼を得ているところであります。こうした実績から、本年度に各地域で作成した「地域振興計画」の具体的計画づくりの重要な役割を担うとともに、今回の災害復旧でも実態把握や意向調査の中心となるなど、地域振興の分野でも大きな役割を果たしているところであります。

市町村や農協の広域合併等の農業をめぐる情勢の変化や農業者ニーズの多様化が進む中で、今後も、米政策改革の実施や農産物の安全・安心の確保などの県農政の重要施策を着実に推進するためには、地域に根ざした普及センターの役割は

益々重要となることから、関係機関や農業者等の意見を聞きながら、県、市町村、農協の役割を見極める中で、普及指導の高度化を図ってまいりたいと考えております。

このたびの中越大震災は、地域の基幹産業となっている農業、養鯉業、畜産業等に甚大な被害をもたらした。県では、これらの状況にいち早く対応すべく農林水産業経営再建支援プロジェクトチームを立ち上げて、地域の復興支援に取り組んできたが、これまでの取組状況と、今後の営農再開、復興に向けた方針について伺う。

農林水産部長 答弁

農林水産業経営再建支援プロジェクトチームの取組についてであります。

県としましては、被災地域の主要産業である農林水産業の復旧の遅れが地域コミュニティの崩壊にまで直結しかねないとの危機感をもって、昨年11月に、「農林水産業経営再建支援プロジェクトチーム」を設置し、地域農業の再建にむけた取組を進めているところであります。

具体的には、①特に被害が大きい中山間地域の被災状況調査のほか、②集落・農家単位での営農再開に関する意向を調査し、③農業の再開に向けた7つのパターンを提示し、現在市町村と連携し集落レベルでの相談活動を行っているところであります。

今後は、こうした話し合いを踏まえ農林水産省と連携を図りながら、出来るだけ早期の経営再建はもとより、地域農業がマイナスからプラスへと創造的復興が成し遂げられるよう、支援していく考えであります。

今回の震災における被災住宅の再建には、今後、膨大な建築資材が必要となるが、その際には、林業・木材産業等の地域経済の復興を図る観点からも、安全で安心して利用できる県産材の積極的な使用促進を図っていくことがきわめて重要となるが、県の具体的な取組について伺う。

農林水産部長 答弁

次に、被災住宅の再建における県産材の使用促進の取組についてであります。

住宅再建で新たに生じる木材需要に的確に応えるためには、県産材を安定的に供給できる体制を早期に構築することが、地域経済復興の上からも重要であると考えております。

県といたしましては、新たに「越後杉で家づくり促進事業」を創設し、被災地での住宅相談会や県産材住宅の設計提案などへの支援を行うとともに、木材の運搬費や乾燥費等を支援することにより、被災地へ割安で高品質な県産材を安定的に供給する体制を整備するほか、県産材を使用して住宅を建設する被災者の方々に対し、100万円を限度に支援するなど、被災住宅の再建に県産材が一層活用されるよう取り組むこととしております。

教育問題について

昨年の中越大震災で被災し、心の傷を負った児童生徒が数多く見られたことから、県は心のケアと学習の遅れに対応するため、国に対して教員の加配を要望し、昨年12月から長岡市や小千谷市など28市町村に対し教員147名が「教育復興担当教員」として配置され、効果を挙げていると聞いているが、その取り組み内容と効果について伺う。

教育長 答弁

教育復興担当教員の取組内容と効果についてであります
が、

今回の大震災により児童生徒が受けた心の衝撃は大きく、
また、休校等による授業の遅れも懸念されるなど、震災直後の
学校は緊急な支援が必要とされる厳しい状況でありまし
た。

そうした中で復興担当教員は、学級担任や教科担任と連携
して、放課後や休日等の個別指導、避難所への巡回指導等
を、また、児童生徒と共に活動する中で心の交流を深め、不
安や悩みを共感的に受け止めて相談に当たるなど、一人一人
の学習支援や心のケアに努めてまいりました。

このような取組により、専門家のカウンセリングで心の傷
が重いと懸念された児童生徒の数は、震災直後よりは大きく

減少してきております。

また、被災した学校では、休校等による授業の遅れを取り戻すため、冬休み中の授業や放課後の延長授業を実施しておりますが、復興担当教員が配置されたことにより、教職員の業務の負担軽減が図られ、授業の遅れの回復が順調になされているところであります。

今回配置した147名の加配教員のめざましい活躍が、児童生徒や教職員に元気と勇気を与え、それが各学校の教育復興の原動力になっているものと受け止めております。

教育復興担当教員の設置期間は今年度末までとなっているが、心のケアを怠れば、心的外傷後ストレス障害に発展する恐れもあると言われていたことから、長期的な取り組みが必要と思うが、来年度以降の教育復興担当教員の配置計画について伺う。

教育長 答弁

次に、来年度以降の教育復興担当教員の配置計画についてであります。

先ほども答弁いたしましたように、学習の遅れは解消するものの、継続して心のケアを必要としている子どもたちはまだ多くおり、決して手をゆるめることのできない状況にあると認識しております。

このため、来年度は心のケアの問題を中心に、教育復興担当教員を配置していく必要があり、国に強く働き掛けた結果、要望どおり92人の加配教員を配当する旨、連絡を受けたところでもありますので、21市町村の小中学校に実態に即して配置することとしております。

なお、阪神淡路の例を見ましても、時間の経過とともに新たにケアの必要な子どもが出てくることも心配されることから、17年度以降も長いスパンでこの問題に対応していかなければならないと考えております。

文部科学省では公立小中学校の建設に当たって、これまでは建て替えを優先する方針であったものを、耐震改修に重点を移す方針に変更しているが、今回の中越大震災を教訓に、児童生徒の命を預かる責任と、避難所として地域住民から頼りにされている学校機能にかんがみ、本県としても早期に耐震化を図っていく必要があると思うが、今後の学校施設の耐震化計画について、知事はどのように考えておられるのか伺う。

次に、教育問題についてお答えします。

今後の学校施設の耐震化についてであります。

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習の場であるとともに、特に体育館は、地震等の非常災害時においては地域住民の応急避難場所としても重要な役割を果たすことから、耐震化を進め、安全性を確保することは、極めて重要であると認識しております。

学校施設の耐震化については、これまで校舎を中心に推進してきたところですが、中越大震災の経験を踏まえ、今後は体育館についても、耐震化に取り組む必要があるものと考え、県立学校については、来年度から新たに体育館の耐震化

を3ヶ年度計画により取り組むこととしたところであります。

また、市町村に対しては、避難場所として指定された体育館について、優先的に取り組まれるよう働き掛けて参りたいと考えております。

一昨年(2017年)の十月に中央教育審議会が「一層の充実」を求める答申を当時の河村大臣に答申したばかりである「総合的な学習の時間」について、中山文部科学大臣は「削減して、算数や国語などの基礎教科の時間を確保すべき」との認識を示された。本県における「総合的な学習の時間」の実施状況と、その効果について伺う。

教育長 答弁

次に、「総合的な学習の時間」の実施状況と、その効果についてであります。

総合的な学習の時間は、これまでの教育が知識中心になりがちであったとの反省に立ち、主体的に学ぶ力や態度、論理的に考え、判断する力等を育成することをねらいとして設けられたものであります。

本県のすべての小中学校では、この総合的な学習の時間のねらいを真正面から受け止め、現在、地域の自然や産業・文化、環境、人権・福祉等をテーマに、児童生徒が、教科の学習で身に付けた基礎・基本を応用して、自ら設定した課題の解決に向けて調査や観察・実験、実地体験、討論等を行い、自分の考えを深める学習に熱心に取り組んでおります。

このような各学校の取組により、児童生徒は、学ぶ意欲を高め、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決する力が備わ

ってきております。また、保護者からも、疑問に思ったことを自分から調べ、理解したことを自分の言葉でまとめようとする態度が育ってきているなどと、おおむね良好な評価を受けており、本県の総合的な学習の取組は、着実に進んでいるものと判断しております。

中山文部科学大臣は、子供の学力低下に対処するため、教育課程の基準全体の見直しについての検討を中央教育審議会に要請したとのことであるが、県としては現行の学習指導要領が目指す「ゆとり教育」と学力の低下についてどのように考えているのか伺う。

教育長 答弁

次に、ゆとり教育と学力低下についてであります。いわゆるゆとり教育は、指導内容を厳選して、これによって生まれた時間的、精神的なゆとりの中で子どもたちにじっくりと学ばせ、基礎・基本を確実に習得させ、それを基に、自ら学び自ら考える力などの育成を図っているものであります。かつて指導内容が多すぎたために詰め込み教育となり、子どもたちに大きなストレスを発生させたり、ひいてはいじめ等の深刻な問題の多発につながったとの反省に基づき打ち出されたものであり、こうしたゆとり教育の考えは大切なことと考えております。

また、すべての子どもに基礎・基本を確実に習得させるため、指導内容を厳選したことから、共通して学ぶ知識の量が少なくなるのはやむを得ないことではあります。子どもたちが厳選された知識を確実に身に付け、その知識を応用することによって、自ら学び自ら考える力を育むことは重要なこ

とと認識しております。

この考えの下、本県では、少人数集団によるきめ細かな指導や、一人一人に応じた習熟度別学習を実施しており、その結果、本県小中学生の学力は少しずつではありますが年々向上し、全国水準を確保しており、本県の取組は効果を上げているところであります。

平成13年6月に大阪教育大学付属池田小学校で発生した児童殺傷事件を契機として、県教育委員会では学校の安全管理体制を見直し、対応されていると承知しているが、その後も県内外で事件が相次いで発生している。このような事件を防止するためには、行政が安全を確保し、安心して教育活動が営める学校環境を整備することが必要であり、学校における防犯を徹底する観点から、学校安全条例を策定する必要があると思うが、学校の安全管理の現状と今後の取り組みについて伺う。

教育長 答弁

次に、学校の安全管理の現状についてであります。

大阪の池田小学校事件を受け、県教育委員会では、学校の安全管理の再点検と緊急対応マニュアルの作成を通し、児童生徒の安全確保の徹底に努めてきたところであります。

その結果、各学校では、不審者侵入防止のための出入口の限定や来校者確認の取組、不審者侵入に備えた防犯訓練などが実施されておりますし、また、通学路の安全確保についても、村上市で発生した連れ去り事件を契機として、PTAや地域住民の方々が協力して防犯パトロールを実施するなど、地域の子どもは地域で守るという意識が高まってきております。

しかしながら、今回の寝屋川市で発生した事件は、これま

での対策では防ぐことが難しく、大きな衝撃を受けるとともに、その対応の困難さを痛感しているところであります。

このため、現在、策定を進めている「安全・安心なまちづくり条例」の中に、児童生徒の安全確保に関する規定を盛り込むことを検討するとともに、学校への警備員などの配置についても、市町村教育委員会と協働して検討していく必要があるものと考えております。

福祉・医療問題について

昨年末の臨時国会で議員立法による「発達障害者支援法」が全会一致で可決、成立し、今年4月1日から施行されることとなったが、この法律は、自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援を図る目的で制定されたものであるが、県として今後どのように対応していくのか、知事の所見を伺う。

次に、福祉・医療問題についてお答えします。

まず、発達障害者支援法の制定を受けた県の対応についてであります。

ご指摘のとおり発達障害者支援法の成立により、県の責務として、発達障害の早期発見をはじめ、教育、就労、地域生活への支援や家族に対する支援など必要な措置を講ずることとされたところであります。

県といたしましては、これら支援に関係する機関の緊密な連携を確保することが重要であると考えており、また、このたび、発達障害者及びその家族に対する専門的な相談や、生活全般にわたる支援の連携を図る機能を持つ「発達障害者支援センター」が法律上位置づけられましたことから、新年度に保護者や有識者等からなる検討委員会を設け、その設置について検討することとしております。

来年度の新規事業として、「食の安全・安心確保事業」があげられ、条例制定の検討を行うこととされているが、条例の実効性を高めるためには、スローガンのものではなく、具体的な取り組みが求められるが、どのような内容で、いつ頃の制定を想定しているのか伺う。

また、条例制定に当たっては広く県民の意見を聴取して、その声を反映させるべきと思うが、今後どのように対処していく考えか、併せて伺う。

次に、食の安全・安心確保についてであります。

安全・安心な社会を構築する上で、食の安全・安心を確保することは重要なことであると考えており、そのため条例を制定することにより、県民、行政、事業者が一体となって食の安全・安心に取り組むことを県内外に明らかにすることは極めて意義のあることと考えております。

その内容については、県民の皆様の声を施策に反映する仕組みづくりや具体的な施策に関する基本的な計画の策定など実効性のある取り組みを想定しており、平成17年度のできるだけ早い時期に制定したいと考えております。

また、条例制定に当たりましては、広く県民各層のご意見を聴くことが重要であると考えており、県内各地での意見交換会や県のホームページを活用した意見募集など、県民の皆様の意向を条例に反映させるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

わが国はいま、世界で例を見ない「少子高齢社会」に向かっているとされており、政府も新年度から新たな少子化対策に取り組むとしているが、行政がいくら対策を講じても、子供を産む、産まないを最終的に判断するのは個人であり、行政としては、子育てにかかる重い経済的負担の解消など、安心して子供を産み、育てられる環境づくりとともに、若者の意識改革などにもっと真剣に取り組んでいかなければならないと痛感しているが、県として少子化対策に今後どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺う。

次に、県の少子化対策の取組についてであります。

県では、現在、今後の子育て支援など次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めた「新潟県次世代育成支援行動計画」を策定中であります。

この計画は、来年度からスタートし、従来の仕事と子育ての両立支援対策に加え、在宅で子育てをする家庭や、今後、子どもを持とうとする家庭などすべての家庭を対象とし、地域全体で子育てを支援していくもので、市町村や事業者などと連携を図りながら、計画的に施策を進めてまいります。

また、近年、出産や育児等にも価値観の多様化が見られますが、地域などにおいて、子どもを産み、育てることの喜びや意義、生命の尊厳等について、早い時期から理解を深めることは大切なことですので、若者に対する教育・啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

中越地震で施設の損害によって患者数が減少したこともあり、前定例会において今年度の県立病院事業会計の赤字額は18億円になるとの見通しが示されており、中期収支計画で目標としていた「単年度赤字13億円」という本年度の目標達成は困難な状況となっている。仮に今年度の赤字を18億円とした場合、県立病院事業会計の累積赤字は今年度末で357億円が見込まれるところであり、県立病院の経営形態や運営体制を、抜本的に見直す必要があると思うが、病院の健全経営確立に向けて今後どのように取り組んでいくのか伺う。

病院局長 答弁

病院の健全経営確立に向けた取組についてであります。厳しい経営状況や県立病院を取り巻く環境の変化などを踏まえ、実効性ある経営改善策の検討のほか、県立病院の役割やあり方をも見直す必要があると考えられるため、外部の有識者からなる「県立病院改革検討会議」を設置し、検討いただいているところです。1月に提出された中間報告では、改革方法として病院の再編・統合、市町村・民間への移譲又は運営委託、地方独立行政法人への移行などが掲げられております。

県としましては、議員からの御指摘を重く受け止めますとともに、今後この検討会議の最終報告を受けて、実施計画を策定し、改革を推進してまいりたいと考えています。